

# サンフランシスコ市監視捜査条例(顔認証禁止条例)の仮訳の公開

2020年9月1日

本日、JCLU では、サンフランシスコ市の監視等に関する条例(以下「[本条例](#)」)が、日本における監視ツール、とりわけ顔認証技術を用いた捜査手法に対する規律を考える際の参考になると考え、必要な条項を抄訳し、ウェブにおいて公開することといたしました。

なお、本訳は仮訳であり、随時修正・変更されます。誤訳等にお気づきの場合は、右のメールアドレス([jclu@jclu.org](mailto:jclu@jclu.org))にご連絡ください。本訳の著作権は JCLU に帰属します。また、誤訳等の責任は負いません。何卒ご了承の上ご利用いただければ幸いです。

## 1 概要

本条例は、サンフランシスコ市の行政法典(Administrative Code)の 19B 章に位置づけられており、19B 章のタイトルは「監視技術の取得、保持または利用」(Acquisition, Retention, and Use of Surveillance Technology)となっています。このように、正式にはある法典の一部なのですが、ここでは便宜上、19B 章の部分を「本条例」あるいはサンフランシスコ監視捜査条例(顔認証禁止条例)と言います。本条例は、市当局が監視技術を取得、保持または利用する際の概括的なルールを定めたものです。

本条例は、今般新しく制定されたものではなく以前から存在し、監視技術の危険性を踏まえた包括的な監督制度が充実した条例と言えるものでした。2019年6月14日、顔認証を原則禁止する条項がこれに[追加](#)され、同年7月15日に施行されました。

顔認証技術については、技術の発展に法規制が追いついておらず、そのため様々な危険性が指摘されています。とりわけ、大量監視(特定の対象者に限定せず、包括的に市民の情報を収集する監視手法)に用いられると、人々の移動の自由、表現の自由、信教の自由、私生活の自由等が脅かされるほか、民主主義・国民主権原則とも抵触しうるものです。

このため、顔認証技術は、法規制が確立するまで利用を制限するべきであるという指摘があり、サンフランシスコ市の改正条例は、この指摘にいち早く、かつ抜本的に対応したものとして高く評価されています。

## 2 特徴

本条例は、大きく9つの節からなります。

「19B.1 定義」では、条例で用いられる様々な用語が定義されています。特筆すべきは、「監視技術」について詳細な定義をした上で、具体例を20以上も挙げている点です。いわゆるステイングレイと呼ばれる携帯電話偽装基地局、SNS 監視ソフトなどとともに、今回の改正で顔認証が追加されました。現在実務に用いられている監視技術について具体的なイメージを抱くことができます。

「19B.2 監視指針」では、市当局の各部門が、監視技術指針を作成し、条例によって創設された監理委員会の承認をえなければならないことが定められています。また、「19B.3 監視影響レポートおよび監視技術ポリシーの提出」では、監視が及ぼす社会的な影響について、影響評価をした上で、監督機関に提出する手続を定めています。「19B.4 承認基準」では、監督機関がポリシーを承認する基準について具体的に定めています。「19B.5 既存の監視技術に対するコンプライアンス」では、これらの手続について、既に保有、利用している監視技術についても適用されることが定められています。「19B.6 監視年次報告書」では、各部門が監視に関する年次報告書を作成し、公開しなければならないことを定めています。

これらの手続では、監視が個々人の権利に及ぼす影響とともに、社会全体に与える影響も評価することが求められています。環境影響評価などと類似の手法が採られていることが注目されます。

「19B.7 緊急事態における監視技術の利用」は、特別な状況下で例外的に監視技術を利用することを認め、その際の手続を定めています。「19B.8 執行」では、各規定について執行する手続が定められています。「19B.9 施行」は条例施行のための規則を定めたものです。

## 3 顔認証に関する追加内容

2019年6月の改正によって追加された顔認証に関する条項のうち、中核となるのは19B2. (d)です。

19B.2 (d)

「この章の規定にかかわらず、いかなる部門も、次のものを取得し、保持し、閲覧し、又は使用することは違法とする。

- 1) 顔認証技術;
- 2) 顔認証技術から得られた情報

ただし、顔認証技術から得られた情報の、部門による不注意な又は意図しない受領、保持、アクセスまたは使用は、以下の条件をいずれも満たした場合には、本項違反とはならない。

- (1) 当該情報の受領、閲覧又は使用を要請又は勧誘していないこと
- (2) 当該受領、アクセス又は使用を年次監視報告書に記録すること

この規定では、「不注意な又は意図しない」もの以外は原則として違法となることが定められています。これにより、サンフランシスコ市では、顔認証技術等の利用が原則として禁止されることとなりました。

ただし、捜査機関の利用等一定の場合には条例自体の適用が原則として外されるため、注意が必要です。また、あくまでもサンフランシスコ市の条例ですので、連邦政府による顔認証の利用には適用されません。

## 4 日本における意義

日本においても顔認証技術の利用が度々報道されています。これまでのところ、地方自治体等による実証実験にとどまっていますが、来る東京オリンピックではテロ対策等を目的として、顔認証技術を利用した大規模な監視捜査が利用される可能性が少なくありません。

しかし、香港におけるマスク禁止条例を例に挙げるまでもなく、反政府的な表現活動・デモ活動等を規制するために、捜査当局・政権等が顔認証技術を政治的な目的で用いた場合、民主主義体制・国民主権原則にとって、危険な事態が生じかねません。

また、刑事事件の捜査として用いる際に、令状を要件としなければ、犯罪の成否が未確定な段階や、対象者の嫌疑が不十分な状況でも、大量の市民の位置情報・プライバシー情報が捜査機関に取得・利用される恐れがあることを否定できません。さらには、犯罪予防を理由とした利用となれば、犯罪の存在すら不要となるため、その利用には歯止めが効かなくなります。全体主義的な社会に移行してしまう可能性すら生じます。

加えて昨今では、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の蔓延防止を理由として、政府が市民の位置情報を通信業者等から取得する動きが加速しています。例えば市民の位置情報を把握する際に、通信情報だけでなく、顔画像情報と顔認証

技術の組み合わせも利用されることとなれば、政府によって市民の相当詳細な情報を取得することが可能となります。

このように顔認証技術は、私たちが掲げる自由や民主主義といった理念を阻害する危険性も高く、日本においても本条例のような一定の規律が必要です。

## 5 終わりに

科学技術の発展とともに、効率的かつ低コストで行政目的を達成する新技術が数多く産まれています。これらを適切に活用するためにも、政治的な立場にかかわらず、早期に実効的な法規制を検討することが重要です。

本条例の抄訳が、このような検討の一助となることを期待しています。

以上